

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1494号)

平成30年1月19日

横 情 審 答 申 第 1494 号

平 成 30 年 1 月 19 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年12月14日建建安第1008号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定課長が係長時、2項道路だと虚言を言い誓約書を書かせ、囲っていた板塀を撤去させ後退させた誓約書に対し、①後任係長、現特定部長A殿が、平成4年7月7日に謝罪した文書。②現特定部長A殿が、平成4年7月7日に謝罪した敷地内に設置した物置に対し、今般、違反と勧告した根拠文書。③取り消し謝罪する際に関係職員へ聴取したと言う書面、聴取簿。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定課長が係長時、2項道路だと虚言を言い誓約書を書かせ、囲っていた板塀を撤去させ後退させた誓約書に対し、①後任係長、現特定部長A殿が、平成4年7月7日に謝罪した文書。②現特定部長A殿が、平成4年7月7日に謝罪した敷地内に設置した物置に対し、今般、違反と勧告した根拠文書。③取り消し謝罪する際に関係職員へ聴取したと言う書面、聴取簿。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定課長が係長時、2項道路だと虚言を言い誓約書を書かせ、囲っていた板塀を撤去させ後退させた誓約書に対し、①後任係長、現特定部長A殿が、平成4年7月7日に謝罪した文書。②現特定部長A殿が、平成4年7月7日に謝罪した敷地内に設置した物置に対し、今般、違反と勧告した根拠文書。③取り消し謝罪する際に関係職員へ聴取したと言う書面、聴取簿。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年8月16日付けで行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求時点において、後任係長である現特定部長Aが、誓約書に対する平成4年7月7日に謝罪した文書を作成したかどうか本人に確認したが、謝罪しておらず、謝罪した文書は作成していないとの回答があった。平成4年7月7日に謝罪していないことから、平成4年7月7日に謝罪した敷地内に設置した物置に対する違反勧告の根拠文書並びに取り消し謝罪する際の書面及び聴取簿についても作成していない。

また、これらの文書について、執務室、書庫及びマイクロ保管庫の保存文書を探したが、対象とされた行政文書の存在は確認できなかった。

- (2) よって、審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、存在してい

ないため、条例第10条第2項に基づき、非開示決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、事象をねつ造した上で偽造文書を作成し、偽造の事実はないと虚偽弁明し執務室、書庫及びマイクロ保管庫を探したなどと正当化した上で非開示決定している。
- (2) 条例の適用どおり、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である。
- (3) 実施機関は、請求文書及び関連文書を非開示としているが、条例第34条に沿って正規の写真等の請求文書を開示されるよう開示の履行を求める。

5 審査会の判断

(1) 建築確認等に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築主事を置き、建築主から建築物の計画について申請がされた場合、申請された図面等が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、確認する事務を行っている。本件に係る建築物に関しては、平成4年に確認の申請書が提出されており、建築基準関係規定に適合していることを確認している。

なお、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、確認する事務は、建築局建築指導部建築指導課（平成4年度は区役所区政部建築課。平成22年度から平成28年度までは建築局建築指導部建築安全課。平成29年度以降は建築局建築指導部建築指導課。）が所管している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、現特定部長Aが平成4年7月7日に謝罪した文書、平成4年7月7日に謝罪した敷地内に設置した物置に対し、違反勧告した根拠文書並びに謝罪する際に関係職員へ聴取したという書面及び聴取簿である。

実施機関は、本件審査請求文書について、作成し、又は取得したか不明であり、存在が確認できないとして非開示とした。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件処分に係る状況について、平成29年11月7日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人は、誓約書に対する平成4年7月7日という特定の年月日を指定した謝罪文書及び謝罪を前提とした文書について開示請求している。

(イ) 本件開示請求時点で実施機関の書庫等の調査に加えて、対象とされた職員Aに、誓約書に対する謝罪の有無及び謝罪文書の作成について確認したが、謝罪しておらず謝罪文書は作成していないとの回答があった。そのため実施機関は、謝罪した事実はないと考えている。したがって、謝罪行為の原因となる違反勧告の根拠文書並びに謝罪する際に関係職員へ聴取したという書面及び聴取簿を作成したとは考えられない。

(ウ) 仮に審査請求人が記載する謝罪文書が存在していたとしても、現在の横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）における行政文書分類表上の分類から考えると、平成4年度当時の横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日に限り廃止。）に基づく文書分類表において永年保存文書として分類しているとは考えられず、廃棄済みと考えられる。

念のため、平成4年度に対応した横浜市公文書目録第1種を確認したが、当該目録の永年保存文書にも謝罪した文書は含まれておらず、永年に次ぐ保存期間は第2種文書の10年であることから、廃棄済みと考えられる。

イ 以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

実施機関は、当該職員Aに事情を確認する等を行った上で謝罪しておらず謝罪した文書は作成していないと説明している。そのうえで、仮に謝罪した文書が存在していたとしても、廃棄済みと考えられるとしている。

当審査会においても当該年度の横浜市公文書目録を調査したが、当該目録の永年保存文書には含まれておらず、永年に次ぐ保存期間は10年であることから、仮に存在していたとしても廃棄済みと考えられるという実施機関の説明は不自然とはいえない。

また、この他に審査請求人の主張する謝罪行為及び謝罪文書が存在することを推認させる特段の事情も認められなかった。謝罪行為が存在しなかったとすると、謝罪行為の存在を前提とした違反勧告の根拠文書並びに謝罪する際に関係職員へ聴取したという書面及び聴取簿を作成していないとの実施機関の説明も不自然とはいえず、これを覆す事情も確認できない。

したがって、実施機関の説明は、是認できる。

(4) その他

ア 審査請求人は「条例の適用どおり、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当」と主張する。

審査請求人は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づいて全部開示すべき。」と主張していると考えられるが、同法第2条に規定される行政機関は内閣府等の国の機関であって、横浜市は情報公開法に規定される行政機関には含まれない。

イ さらに、審査請求人は「条例第34条に沿って正規の写真等の請求文書を開示されるよう開示の履行を求める」と主張するが、同条は開示請求者が条例第6条第1項第2号の行政文書の特定ができるよう、実施機関に情報の提供などを義務付けるための規定である。当該条文は開示、非開示とする対象や判断についての規定ではなく、実施機関に行政文書を特定するために有効な情報の提供を義務付けた規定であり、当該規定を根拠として開示を求めるという審査請求人の主張は適当ではない。

ウ 審査請求人は、これらの点について留意されたい。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年12月14日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年12月20日 (第298回第一部会) 平成28年12月22日 (第205回第三部会)	・諮問の報告
平成29年1月16日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年1月17日 (第306回第二部会)	・諮問の報告
平成29年10月27日 (第324回第二部会)	・審議
平成29年11月7日 (第325回第二部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成29年11月24日 (第326回第二部会)	・審議
平成29年12月8日 (第327回第二部会)	・審議